平成２６年3月８日

ＰＮＫ会員の皆様

総務：藤川吉洋
太田紀代子

何時もお世話になっております。

毎年更新しております公民館保険ですが、今年は下記に示すとおり
残念ながら継続することができなくなりましたので、お知らせします。

一般財団法人

埼玉県公民館安全互助会平成26年度のお知らせ

お礼と本互助会解散のごあいさつ

昨年末はアンケート調査にご協力いただきありがとうございました。

集計の結果を裏面に掲載しご報告致しますので、ご参照いただけると幸いです。

この度のアンケートは、会員の皆様方と互助会が一体となり、会の現状維持（会費を値上げしない運営）を続ける事を目的としてアンケートを実施し、健全な経営や責任経営のあり方を検討致しました。

平成26年度は高齢者団体の解散による会員数の減少や消費税の値上げなど、互助会を取り巻く環境が厳しさを増しています。その様な中で会費の値上げをしないで運営を続けるための条件は２つあります。それは、サークルの皆様そろっての加入とお知り合いのグループ・サークルにお声掛けいただくなどのご協力です。アンケートの結果、そのどちらも不可能である事が分かりました。次に考えられるのが会費の値上げですが、会員数に見合った値上げもアンケートの回収率25パーセント程度の状況では、不可能と判断致しました。

アンケートの結果を踏まえ、理事会並びに評議員会において協議し、平成26年度は会員募集を行わず、本互助会創立30周年を節目として会を解散する事を決定しました。

つきましては、下記事項をご参照の上、ご理解とご了承をいただきますようお知らせ申しあげます。

なお、長年にわたり本会へのご愛顧とご協力をいただきました会員の皆様に衷心より感謝とお礼を申し上げます。

ありがとうございました。

平成26年１月15日　　一般財団法人埼玉県公民館安全互助会役員並びに評議員一同

記

1 平成25年度の事務処理について

本互助会の規程並びに各種細則に基づき、平成26年３月末日までの事故に対しては、責任を持って見舞金の給付を行います。

その有効期限は、平成27年３月末日となります。ただし、事故の発生状況や事故の内容によって、協議の上、事故処理が終了した期日をもって事務処理を終了とさせていただきます。

なお、平成26年度の会員募集は致しませんので、会費の振り込みや名簿の送付などはなさらないようくれぐれもご注意ください。また、会員名簿及びパソコンのデータなどの個人情報は、事務処理終了後に責任をもって全てを消去処分致します事を申し添えます。

2 一般財団法人埼玉県公民館安全互助会の解散手続き及び今後の予定

本互助会の定款に基づき、一般財団法人埼玉県公民館安全互助会の解散手続きを進めます。具体的には、（１）解散について、理事会において解散及びその期日等を決定します。（２）同じく解散について、評議員会において解散及びその期日を決定致します。（３）理事会並びに評議員会の決定を受けて、法人抹消の手続きを法務局（登記所）に申請し、これが認められ、法人の解散となります。

その目安としましては、見舞給付金の事務手続きの処理が全て終了した後となります。早ければ平成26年12月末、遅くとも平成27年４月末をもって解散となります。

3 財産の処理・その他

本互助会の定款に基づき財産の処分を行います。具体的には（１）基本財産の処分（２）貯金及び書画等の処分（３）備品の処分となります。（１）と（２）の資産は、全てを見舞金給付などの事務処理に当てます。（３）については、リースの返却と廃棄処分を行い、残ったパソコンや備品及び書画等の全ては埼玉県公民館連合会が買い取り保管します。資産につきまして、会計処理により赤字となった場合は埼玉県公民館連合会からの寄付によって補填します。残余金が出た場合は、類似の公益法人もしくは国へ寄付します。財産処分の方法につきましては、顧問会計士及び弁護士、司法書士各位の指導を得て、理事会並びに監査の承認、評議員会の決定に基づき法令遵守により公平に進めて参ります。

（注）埼玉県公民館連合会は、公民館の振興と充実を願う有志により当面の間、継続致します。＜公民館連合会への入会希望者は、お電話をください＞